

# 電子帳簿保存法改正の 概要と対応ポイント

—法改正を正しく理解し知識と対応方法を身につける—  
～スキャナ保存・電子取引の要件が緩和～

2021年度の税制改正で、電子帳簿保存法の要件が緩和されました(ただし2年間の許容期間があります)。本講習会では、電子帳簿保存法の概要や具体的な対応について分かりやすく解説いたします。皆様のご参加をお待ちしております。

日時 2022年 11 月 18 日(金)  
14:00～16:00

場所 福島商工会議所 8階会議室  
(福島市三河南町 1-20 コラッセふくしま)

受講料 無料 (どなたでもご参加できます)

定員 30名(先着順)  
(※定員になり次第、締め切らせていただきます)

## ■お申込み方法

下記申込書に必要事項をご記入頂き、

**FAX**にてお申し込みください。

■お問い合わせ TEL:024-536-5511

**主催** 福島商工会議所

< 講師 >

ほし ただし  
星 叡 氏

税理士法人トリプル・ウイン顧問  
税理士 行政書士



駒澤大学大学院経営経済学研究所 卒業後 公認会計士事務所・税理士事務所勤務を経て昭和56年5月:星晴喜税理士事務所開業、実務経験を積みながらクライアントを増やし、傍ら全国の法人会・経済団体の研修講師としても活躍の場を広げ、現在は“誰もが避けて通れない相続”をメインテーマにコンサルティングや講演活動を精力的に行っている。

## 講座内容

### 1. 電子帳簿保存法の改正の概要

- ① 電子帳簿保存(区分①)に関する改正内容
- ② スキャナ保存(区分②)に関する改正内容
- ③ 電子取引区分(区分③)に関する改正内容

### 2. 電子取引情報の具体的な保存方法

- ① 「真実性」の要件をどう満たすか
- ② 「可視性」の要件をどう満たすか

### 3. 中小企業での取引データの具体的な保存方法

- ① まず、お客様から依頼があったら
- ② 紙で受領している場合どうするか
- ③ 電子取引でデータを受領している場合

### 4. 有怒措置終了後(令和6年1月1日以降)の 具体的な対応

- ① 改正の背景及びその内容
- ② 「やむを得ない」事情とは
- ③ 有怒措置の実務への影響

## 【ご参加される皆さまへ】

必ずマスクを着用されてご参加くださいます様、お願い致します。また、発熱や風邪等の症状がある方、体調の悪い方のご参加はお控えください。セミナー実施に当たりましては、会場の換気・ソーシャルディスタンスに配慮した配席・参加者席の事前消毒・消毒用アルコールの設置・講師と運営側の手洗いとマスク着用の徹底等、新型コロナウイルス感染予防に努めて参ります。また、開催日までの状況変化により、中止または延期とさせて頂く事もありますので、ご承知おきください。

(2022.11.18)『電子帳簿保存法改正の概要と対応ポイント』 受講申込書

福島商工会議所 行

FAX:024-525-3566

申込日(2022/ / )

事業所	会員・非会員	TEL	
住所	(〒 - )	E-mail	
参加者名	※複数名お申し込み可能		

※ご記入いただいた情報は、当会からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、講習会参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。